

遺言
家族信託

相続税申告

不動産・別荘
売却

空き地空き家
売却・活用

相続手続き

相続登記
権利関係

相続が
発生した方へ

相続税申告には
期限があります！
簡易シミュレーション
も実施！

6月 筑紫野市 相続と税金と不動産の無料個別相談会

福岡県筑紫野市ご在住の方、会場近くにお住まいの方、どうぞお気軽にお越しくださいませ。

6月21日(日)限定 個別相談会

司法書士・税理士・宅建士・FPが **筑紫野市生涯学習センター** に集結！

専門家が相続や不動産のご相談を個別にお受けします。
※事前予約制…お電話やLINEでご希望の日時等をお伝えください。

まずは
お気軽に
ご来場
ください

6月21日(日) 【個別相談会 予約枠】

筑紫野市生涯学習センター □ 10:00 ~ 10:50

3F 学習室4 □ 11:00 ~ 11:50

〒818-0057 福岡県筑紫野市二日市南1-9-3 □ 12:00 ~ 12:50

□ 13:00 ~ 13:50

□ 14:00 ~ 14:50

□ 15:00 ~ 15:50

□ 16:00 ~ 16:50

電話予約時にご希望の
時間枠をお伝えください。



田代
浩一



■司法書士
(福岡県司法書士会)

坪田
圭介



■税理士
(九州北部税理士会)

西上
正通



■宅地建物取引士
(全日本不動産協会)

岩本
淳



■1級ファイナンシャル・プランニング技能士
(社団法人金融財政事情研究会)

専門家が集結
いたしますので
効率よく
ご相談
いただけます！

相続・不動産に強い私たちが
完全無料でご相談をお受けします。
安心してお越しくださいませ。

所有不動産の
相続税申告を
見据えた活用も
ご提案
いたします！

相続税、現状のままだといくらかかるか把握したい

相続税の節税対策を教えてください

家族信託や成年後見制度について相談したい

相続手続(登記・相続税申告)をお願いしたい

遺言書を作成した方が良いのか聞きたい

空き地空き家の活用方法を提案してほしい

相続で取得した不動産の適正価格を教えてください

別荘地や空き地空き家の売却相談をしたい



こんな **お困りごと** はございませんか？

お問い合わせ・ご予約 相続と不動産無料相談会事務局/JKAS(ジェイカス)

【受付時間】 9:00~18:00

〒814-0031 福岡市早良区南庄6-4-27

事前
予約制

※事前に予約された方を優先いたしますが、当日直接会場へお越し頂いた方もご対応いたします。



こちらのQRコードを
読み取ってwebから
ご予約もできます！

050-1808-7812

どのような不安や疑問がございますか？

遺言／家族信託

- 有効な遺言書を作成したい
- 作成の際のアドバイスをもらいたい

相続税申告

- 相続税の見積もりを算出してほしい
- 土地評価に熟知している税理士に相談したい

不動産・別荘売却

- 相続した不動産のベストな売却方法を知りたい
- 他社の査定が高いのか、低いのかを知りたい

相続登記／権利関係

- 相続した不動産を相続登記をせずに放置している
- 相続する予定の不動産の権利関係を整理しておきたい

空き地空き家の活用

- 空き地空き家の売却方法や活用方法を教えてほしい

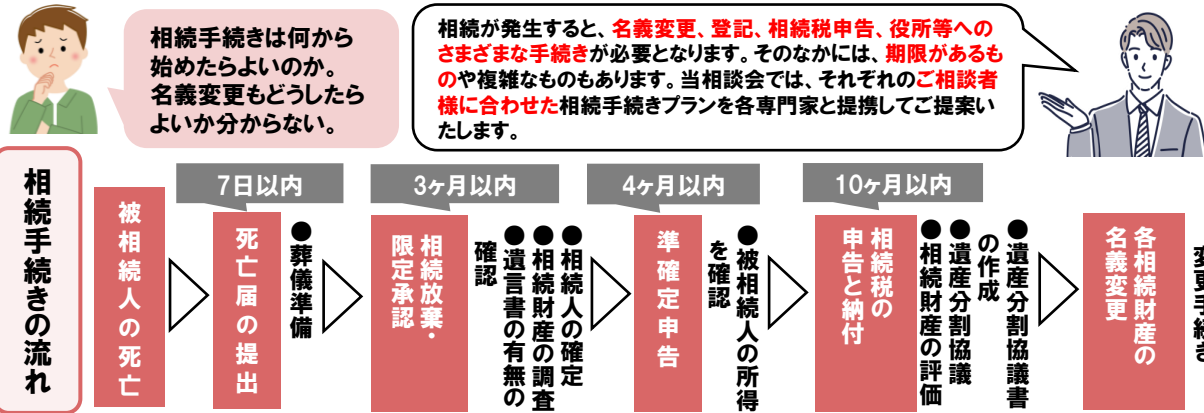
生命保険の活用

- 生命保険を使って相続税の負担を少なくしたい

相続手続き

- 相続開始後、最初に何をしたら良いか知りたい

相続手続き



生命保険の活用

受取人が指定されている保険金は固有財産というものになるらしいけど、遺産分割の対象とするべき？

固有財産は、分割対象となる相続財産では有りません。相続財産を相続人で分けるときには、**固有財産と相続財産を区別して考える**必要があり、相続人の中で著しく不公平な場合は、**遺産分割協議の対象**となることがあります。資産診断の上、専門家のアドバイスを受けて決めていく必要があります。

遺言／家族信託

有効な遺言書を作りたい。認知症への対策もしたい。最近よく聞く家族信託って何？

ご自身で作成する遺言書には注意が必要です。ご自身が亡くなられた後、**ご家族の方々が困らない手続きや書き方**について、ご相談ください。また、**家族信託**についても専門家にご相談をお伺いいたしますので、遠慮なくご来場ください。

相続税申告

土地評価に熟知している信頼できる税理士に相続税の相談をしたい。

相続税の申告は、「経験」によって節税額に大きな差があります。相続税申告実績が豊富な税理士がおられますので、「**相続税発生ポイント**」や「**節税方法**」をご案内いたします。相続税の申告額を抑えたいお客様に最適な申告サポートをいたしますのでご安心ください。

不動産売却

不要になった不動産は売却すべき？

不要になった不動産を放置しておくと、**売却時の税制優遇措置が受けられないケース**がありますので、早めに対処することが重要です。また、売却したいと思っても、相続による遺産分割協議の未解決や、権利関係の調整が必要など、すぐに売却できない場合があります。**事前に適切な準備を行い、売却に必要なサポート**をいたします。

相続登記・権利関係

相続財産に不動産が含まれています。不動産の相続方法のアドバイスが欲しい。

相続時に不動産を共有するケースが見られます。不公平感が無く良いように思われますが長い目でみると、活用や売却したいといった時に**他の共有者と意見が合わない**など、**問題化するケース**が多いです。後々起こりうる問題を先送りしない為のサポートをいたします。

空き地空き家の活用

所有している空き地空き家を有効活用する方法を教えてください。

現在所有している**空き地空き家**や**相続予定の不動産**について、今後どうされるかお決まりですか？「**最適な活用方法は何か？**」「**処分すべきかどうか？**」など、当相談会では、**税務や不動産市場など様々な視点**からご提案できます。お気軽にご相談ください。

【最新ニュース①】相続登記が義務化されました！

2024年4月から相続登記が**義務化**されました。何もせずに放置している不動産はありませんか？

- 相続によって不動産を取得した相続人は、取得を知った時から3年以内に相続登記の申請をしないと、**10万円以下の過料**が科される可能性があります。
- 現在、100万円以下の土地について、相続登記の際の登録免許税の免税措置が実施されています。

相続した不動産別荘地・空き地空き家をお持ちの方、この機会に是非ご相談ください。



【最新ニュース②】相続税及び贈与税の税改正がありました！

- 令和5年度の税制改正で、生前贈与加算の対象を死亡日前の3年間から**7年間に延長**することが決定。更に**相続時精算課税に年110万円控除の新設**も！早期対策をして、円滑な贈与計画を考えて見ませんか？

新たな制度の有効活用を一緒に検討しませんか？

2024年1月から相続税の**生前贈与加算が7年に延長!**

